

## 災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付申請等要領

災害時業務継続地区整備緊急促進事業に係る国の補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府建設省令第 9 号。）、災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付国都市第 5 号。以下「交付要綱」という。）その他の関連通知のほか、下記により取り扱うこととする。

### 記

#### 第 1 補助金交付の申請

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式－1 による申請書を国土交通大臣（以下「大臣」という。）あてに申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式－2 の進達書に補助事業者からの前項の申請書を添え大臣に提出しなければならない。

#### 第 2 交付決定の通知

- 1 大臣は、第 1 の規定による申請書の進達があったときは、交付の決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式－3 により補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

#### 第 3 申請の取下げ

補助事業者は、法第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 15 日以内に様式－4 による申出書を、第 1 第 1 項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

#### 第 4 事業変更の承認等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするときは、あらかじめ様式－５による申請書を、第１第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式－６による申請書を、第１第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 第１項の軽微な変更とは、次の各号に定めるもののうち、補助金の交付決定額の変更を生じないものとする。
  - 一 交付要綱第３条第一号及び第二号の経費の間の流用
  - 二 交付要綱第３条第三号の経費において、費目間の流用で、流用先の経費の三割（当該流用先の経費の三割に相当する金額が三百万円以下であるときは三百万円）以内の変更となるもの
  - 三 補助事業の内容を著しく変更するもの（交付要綱第３条第三号に係る事業については、施行箇所、構造、工法及び規模の変更のうち、工事の重要な部分に関するもの並びに補助金の交付決定の基礎となった設計に基づく工事の程度を著しく変更するもの）以外のもの
- 4 所管地方整備局長等は、第１第２項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－７による進達書を提出しなければならない。
- 5 大臣は、第１項の承認をする場合において、必要に応じ決定の内容を変更し、又は条件を付加することができる。
- 6 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式－８により補助事業者に通知するものとする。

## 第５ 補助事業の完了予定期日の変更

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、様式－９により速やかに報告書を、第１第１項の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。但し、補助金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日）後６ヶ月以内であるものの変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 所管地方整備局長等は、第１第２項の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式－１０による進達書を提出しなければならない。

## 第６ 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式－１１による状況報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。

## 第7 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式-12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、様式-13による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 3 補助事業における残存物件等の取扱いについては、令第4条の規定、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）、「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年5月1日付け建設省計発第131号）及び「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日付け建設省計発第7号）により取扱うものとする。
- 4 補助事業の完了に伴う残存物件の処理については、精算納付、継続使用とも補助金の額の確定と同時に処理するので、残存物件を継続使用する場合の継続物件継続使用承認申請書は別途提出することなく、第1項の実績報告書の提出により申請がなされたものとする。
- 5 所管地方整備局長等は、第1項及び第2項の実績報告書を受理したときは、様式-14により大臣に報告しなければならない。

## 第8 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、第7第1項の報告を受けた場合には、第7第1項の実績報告書の書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4に基づく承認をした場合は、その承認を受けた内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額の確定をするときは、様式-15により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式-16により大臣に報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式-17により命ずるものとし、前項に併せ様式-16により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第9 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除額が確定したときには、様式－18により消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときは、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとし、大臣に報告しなければならない。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第8第3項を準用する。

## 第10 交付の決定の取消等

- 1 大臣は、第4第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第2第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。
  - 一 補助事業者が、令若しくは交付要綱又はこれらに基づく大臣又は所管地方整備局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
  - 四 その他補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式－19により命ずるものとし、様式－20により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第8第3項を準用する。

## 第11 財産処分の制限

- 1 補助事業者が法第22条の規定に基づく財産処分を行うときは、様式－21による申請書を所管地方整備局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の承認に当たり、必要な場合には、国庫納付等を条件として付すものとする。
- 3 補助事業者が間接補助金の交付決定において、間接補助事業者が間接補助事業により取得等した財産を処分するときは補助事業者の承認を受けるべき旨の間接補助条件を付した場合であって、間接補助事業者の財産処分の承認に当たり、

返納金の納付を条件とした場合には、補助事業者は所管地方整備局長等に、その旨を報告するものとする。

- 4 補助事業者が間接補助事業者から前項の返納金を収納したときは、当該返納金に係る国庫補助金相当額を国庫に納付するものとする。

## 第 1 2 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式-22による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出するものとする。

## 第 1 3 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式-23による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

## 第 1 4 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査できる。

## 第 1 5 全体設計の承認

- 1 交付要綱第3条第三号に掲げる事業を行おうとする者は、施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して施行する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2ヵ年度以上にわたる工事を施行する場合は、補助金の交付の申請前に様式-24による全体設計承認申請書及び関係図面を添付して国土交通省都市局長（以下「都市局長」という。）の承認を受けなければならない。
- 2 全体設計の変更（第4第3項に規定する軽微な変更を除く。）をしようとする場合も、前項の規定に準じて都市局長の承認を受けなければならない。

## 第 1 6 間接補助金交付の際付すべき条件

補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、交付要綱第1条、および第4から第9、第11、第13に準ずる条件を付さなければならない。

## 第17 その他

- 1 独立行政法人都市再生機構が補助事業者として実施する事業については、本要綱中「地方整備局長等」を「国土交通大臣」と読み替え、地方整備局長等から大臣への進達又は報告に関する規定は適用しない。

### 附則

#### 1 施行期日

本要領は、平成27年4月9日より施行する。

様式－1

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付申請書

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円

2. 補助事業の内容

地区名（都市名）	種 別	事業内容	金額

3. 補助事業の完了予定期日 平成 年 月 日

#### 4. 収支予定

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
収入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支出			

(備考)

1. 法律に規定する協議会が施行する場合には、当該事業（施設整備事業支援においては施設整備事業計画全体）の実施および完了後の管理運営にあたっての構成員間による業務分担を明記した規約等を添付すること。
2. 上記「2. 補助事業の内容」の種別欄は「計画策定支援」「コーディネート支援」「施設整備事業支援」の別を記載し、金額欄は種別毎の金額を記載すること。
3. 「施設整備事業支援」については、様式-1の別表、関係図面（施設整備事業支援実施区域を明示した図面）及び施設整備事業支援の概要が分かる資料を添付すること。



施設整備事業支援 地区別表（交付申請）

（単位：千円）

補助事業等の名称／目的及び内容		補助金の算出方法	
地区名		工事費計 (A)	
地域要件 <small>(都市再生緊急整備地域名等)</small>		控除額 (B)	
事業計画の名称		補助基本額 $(C) = (A) - (B)$	
事業計画 認定年月日		補助率	
事業施行期間		補助金額 (D)	
工事施工延長 又は面積		摘要	
用地面積及び 物件戸数等		[記載例（申請者が民間事業者等の場合）]  補助対象経費 [工事費計 (A)] ○○○ (千円) [控除額 (B)] 補助対象経費 × (1-0.23) = ○○○ (千円)  [全体設計承認] 承認日：平成○○年○○月○○日 承認額：○○○千円	
事業完了予定期日			
工事費の内訳（経費の配分）			
本工事費			
附帯工事費			
測量設計費			
用地費及補償費			
工事費計 (A)			

（備考）

- 本表は、施設整備事業計画ごとに作成すること。
- 「地域要件」の欄については、都市再生緊急整備地域以外での実施の場合は、地区から1km以内に存する1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅の名称、もしくは都市機能誘導区域を定める立地適正化計画の名称および低炭素まちづくり計画の名称を記載すること。
- 事業計画の名称、事業計画認定年月日及び事業施行期間は施設整備事業計画の名称、大臣認定の年月日及び施設整備事業支援の対象とする施設整備の施行期間を記載すること。
- 「用地費及補償費」を計上する場合、経費の積算内訳が分かる資料及び用地補償図（買収用地及び補償対象物件を明示した図面、300分の1～1000分の1程度）を添付すること。
- 摘要欄に「控除額(B)」の計算根拠を記載すること。
- 間接補助事業の場合、摘要欄に、間接補助事業者名を記載すること。
- 全体設計承認がある場合には、摘要欄に全体設計承認日、全体設計承認額を記載し、全体設計承認通知の写しを添付すること。



様式－２

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付申請進達書

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金について、別紙  
のとおり補助金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められ  
るので、交付決定されたく進達します。

(備考)

本様式に次表をあわせたものが進達書である。

番 号	補助事 業者名	補助事業等の名称		補助金額 (千円)	補助申請番号 日付
		地区名	種別		

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

国土交通大臣 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付申請のあった平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、法第8条の規定により通知する。

記

（申請書どおり交付決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書（以下「申請書」という。）により申請のあったとおりとする。

（法第6条第3項により修正を加えて交付決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、別紙のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- 1) 補助事業の実施について次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
  - ロ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
  - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
  - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき
- 2) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、国土交通大臣の承認を得て補助事業の完了後、これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
  - 3) 補助事業が完了した場合において、当該事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。
  - 4) 消費税仕入控除税額に相当する額は、補助金の額の確定に当たっては、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額から減額する。補助金の額の確定後に消費税仕入控除税額が明らかとなったときは、その額に、当該事業に係る補助率を乗じて得た額に相当する金額を国庫に納付すること。
  - 5) 補助事業を行う者は、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付要綱（平成27年4月9日付国都市第5号）に従わなければならない。
  - 6) 地方公共団体等は、本補助金に係る間接補助金の交付の決定をするときは、上記1)から5)までに掲げる条件及び法第22条の規定に準ずる条件を附するとともに、補助金の交付を受けたときには、当該交付額に係る間接補助金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付すること。

様式－４

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付申請取下げ  
申出書

平成 年 月 日付 第 号をもって申請した災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、申し出ます。

記

様式－5

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金交付決定変更  
申請書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった  
平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金についての交付決定  
の内容等を下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1. 地区名

2. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

3. 変更の内容

・交付決定額の変更

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

・補助事業の内容の変更

地区名（都市名）	事業内容の変更点

（平成 年 月 日）

・補助事業の完了予定期日の変更 平成 年 月 日

4. 収支予定の変更

（単位：円）

区 分		金 額	備 考
収入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支出			

（備考）

1. 「変更事項」欄には、交付決定額、内容、経費の配分、完了予定期日をそれぞれ「額」「内容」「配分」「期日」と記載すること。変更事項が2以上ある場合は、「内容・期日」等と記載すること。
2. 「施設整備事業支援」については、別紙-5の別表を添付すること。（変更事項が額又は経費の配分の場合に限る）
3. 以上のほか、記載要領は様式-1の例による。



様式－５の別表

施設整備事業支援 地区別表（変更交付申請）

（単位：千円）

補助事業等の名称／目的及び内容		補助金の算出方法	
地区名		工事費計 (A)	
地域要件 <small>(都市再生緊急整備地域名等)</small>		控除額 (B)	
事業計画の名称		補助基本額 $(C) = (A) - (B)$	
事業計画 認定年月日		補助率	
事業施行期間		補助金額 (D)	
工事施工延長 又は面積		摘要	
用地面積及び 物件戸数等			
事業完了予定期日			
工事費の内訳（経費の配分）			
本工事費			
附帯工事費			
測量設計費			
用地費及補償費			
工事費計 (A)			

（備考）

1. 変更前後を赤黒対象（変更前を赤）又は変更前を上段（）書きで表記すること。新規の場合は、上段に赤線又は（－）書とする。
2. 上記の外、記載要領は様式－１の別表の例による。

様式－6

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった  
標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、その承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由
2. 中止（廃止）後の措置



様式－ 8

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

国土交通大臣 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
交付決定変更通知書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定を通知した平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金については、下記のとおり当該決定の額及びその内容を変更したので、通知する。

記

(申請書どおり交付決定する場合)

- 1 変更に係る補助事業、その内容及びこれらに要する経費の配分は、平成 年 月 日付 第 号による交付申請書記載のとおりとする。

(法第6条第3項により修正を加えて交付決定する場合)

- 1 変更に係る補助事業、その内容及びこれらに要する経費の配分は、別紙のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更 交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

様式－9

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
完了予定期日変更報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった標  
記事業について、次のとおり報告します。

(単位：千円)

地区名 (都市名)	交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
	番号	交付決定額	変更前	変更後	種別	繰越額	

(備考)

1. 交付決定額の変更又は補助事業の内容若しくは経費の配分の変更（軽微な変更を除く）を伴う場合は様式－5により、補助事業の中止又は廃止を伴う場合は様式－6により申請すること。
2. 「種別」欄は、「明許繰越」又は「事故繰越」を記載すること。

様式－１０

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
完了予定期日変更報告進達書

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金について、別紙  
のとおり完了予定期日変更報告があったので、これを進達します。

様式－ 1 1

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
補助事業遂行状況報告書

(平成 年 月 日付 第 号) による指示に係る平成 年  
月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況  
について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況 (説明のなかで、事業に対する出来高の比率  
(進捗率) を明示すること。)

2. 事業完了 (予定) 平成 年 月 日

様式－ 1 2

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
補助事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった標  
記事業を下記のとおり実施したので、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額等

(単位：円)

地区名	交付 決定額	受入済額 A	精算額 B	返還すべき補助金額			残存物件 継続使用 申請件数	摘要
				受入超過 額 A-B=C	残存物件 納付額 D	計 C + D		

2. 補助事業の完了期日

平成 年 月 日



### 3. 補助事業の内容

(単位：円)

地区（都市名）	種別	事業内容	金額

### 4. 収支決算

(単位：円)

区 分		金額	備 考
収入	国庫補助金		
	その他		
	計		
支 出			

(備考)

1. 計画策定支援、コーディネート支援については、調査・検討内容に関する報告書の写しを別途提出のこと。
2. 実績報告書とは、本様式に様式-12-2 から様式-12-6 までを併せたものをいう。

施設整備事業支援 平成 年度完了地区別精算額表

(単位：円)

地区名	施設整備事業計画の名称	事業の成果	経費の配分					事業費計	控除額	補助基本額	補助率	補助金額	着工年月日	備考
			工事費											
			本工事費	附帯工事費	測量設計費	用地費及補償								
	計													

(備考)

1. 本表に記載する金額は最終交付決定額（上段）、実施額（下段）を二段書きにより対照表示する。
2. 事業の成果は、当該事業の施行箇所、延長・面積及び主要工種の施工数量等を可能な限り具体的に記載する。
3. 発生物件に係る納付金がある場合は、備考欄に（発）と記載し、その売却額又は評価額を併記する。
4. 間接補助の場合は、備考欄に間接補助事業者名、間接補助金の額を記載する。

様式-12-3

発生物件精算調書

(単位：円) 事業主体名

地区名	施設整備事業計画の名称	品名	形状寸法	数量	売却又は評価額		処分費用 ②	精算額 ①-②	備考
					単価	金額 ①			

(備考)

1. 本表は、発生物件がある場合に添付すること。
2. 発生物件を翌年度に繰越使用するときは、本表を準用し、本年度発注（又は過年度からの繰越）、本年度使用、後年度へ繰越の3段書きで記載すること。
3. 発生物件の価額（精算額）は補助基本額から控除して処理すること。

様式-12-4

備品精算調書

(単位：円) 事業主体名

取得年度	地区名	品名/規格	取得価額	取得年月日	耐用年数	使用期間	残存率	残存価額	継続使用分(翌年度保管事務所)	精算納付分		摘要
										補助率	国庫納付金額	

(備考)

1. 本表に記載すべき備品は、機械、器具、仮設物その他の物品で、原型のまま比較的長期の反復使用に耐え、かつ、耐用年数1年以上のもののうち、取得価額50万円以上のもので残存価額10万円以上のものである。ただし、精算返納分については、金額の如何にかかわらず全て記載する。
2. 備品一品目ごとに別行とすること。
3. 使用期間、残存率の計算は、「補助事業等における残存物件の取扱について（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号、事務次官通達）別表第1及び第2によること。

様式-12-5

材料精算調書

(単位：円) 事業主体名

取得事業年度	地区名	品名	形状寸法	数量	取得単価	取得分 ①	使用分 ②	残存分 ③=①-②	継続使用分	⑤=③-④	補助率 ⑥	国庫納付金	備考

(備考)

本表には、材料を使用した事業について、残存の有無にかかわらず記載すること。翌年度事業に使用するものについては、備考欄に使用箇所及び保管場所等を詳細に記載する。

## 様式— 1 2 — 6

### 完了箇所図

都道府県管内図（20 万分の 1 程度、市町村にあっては都市計画総括図）に完了箇所を明示し、当該箇所に地区名（施設整備事業支援にあっては計画名）を記載すること。

様式－ 1 3

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
年度終了実績報告書

平成 年 月 日付 第 号外 件で補助金交付決定の通知の  
あった標記事業の平成 年度における実績について、別表のとおり報告しま  
す。

(備考)

1. 標題の年度は、国の歳出予算年度とする。
2. 本文冒頭の交付決定通知の年月日及び番号は、当該報告に係る最も早い交  
付決定のものを代表として記載する。

様式－13の別表

年度終了実績報告書

(単位：円)

地区名	交付決定内容			年度内遂行実績				翌年度繰越分			補助金不用額	実施期間		備考	
	事業費A	補助基本額	補助金額	事業費支払実績				交付金受入額	事業費C	補助金額		C/A (%)	着工年月日		完了予定年月日
				支払済額	支払義務額	計B	B/A (%)								

(備考)

1. 標題の年度は、事業年度を記載する。
2. 支払済額は年度内の支払済額を計上し、支払義務額は出納整理期間における支払義務額を計上する。

様式－14

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
実績報告書の受理について

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急事業費補助金について、補助事業  
の実績報告書を受理したので実績報告書写を添えて報告します。

様式－ 1 5

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
確定通知書

平成 年 月 日付 で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定補助金額
- 2 交付済補助金額
- 3 確定補助金額



様式－16

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
補助金の額の確定（等）について

標記について、別紙補助金確定通知書写のとおり補助金の額を確定したので報告します。

（なお、上記確定に伴い既に交付した国庫補助金超過額に対しては、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので併せて報告します。）

様式－ 1 7

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
返還命令書

平成 年 月 日付 で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金  
については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 8 条第 2 項  
の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者名 印

平成 年度 災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
消費税額の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の額を確定通知がありました標記国庫補助金について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（実績報告による額の確定）

金 円

2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額

金 円

3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額

金 円

4. 補助金返還相当額（3. から2. を引いた額）

金 円

様式－ 1 9

番 号  
年 月 日

補助事業者名 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
返還命令書

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業国  
庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 8  
条第 1 項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額
- 2 返還期限

様式－ 2 0

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方整備局長等 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
補助金返還命令について

平成 年 月 日付 第 号で交付の決定を通知した標記事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定により、別紙返還命令書写のとおり返還を命じたので報告します。

番 号  
年 月 日

地方整備局長等 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、承認を申請します。

記

1. 処分をしようとする財産

財産等の 名称	財産等の 所在地	取得 年月日	財産の概要	取得価格			備考
				単価	数量	金額	

2. 処分を必要とする理由及び処分の方法

3. 補助金返還額及び返還額の算出根拠

4. 添付書類（位置図、平面図及びその他資料）

様式－ 2 2

番 号  
年 月 日

官署支出官  
国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者名 印

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金  
概算払（精算払）請求書

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知のあった  
災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金について、下記により  
金 円を概算払（精算払）によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

区分	事業費	国庫補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業完了 予定期日	備考
			金額	出来高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	
合計										

2. 事業完了予定日 平成 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(備考)

1. 事業費は補助対象事業費の総額を記入すること。
2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定出来高の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細、支払計画等の基礎資料により勘案し積算すること。  
※概算払においては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。



様式－ 2 3

平成 年度災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金 収支簿

国土交通省所管

国			対象事業実施主体						
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	補助率 (50% 又は 100%)	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち国 庫補助 金相当 額	日付
	円	%	【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目)	円	円	
			(小 計)	円		(相手方)			
			【国庫補助金以外】	円					
			(小 計)	円					
			合 計	円		合 計	円	円	

記載要領

1. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
2. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
3. 「支出」欄は、項目と支出相手方を記載してください。
4. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。

様式－２４

番 号  
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

補助事業者の長 印

災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金全体設計（変更）承認申請書

災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金について、全体設計（変更）の承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

補助事業名 災害時業務継続地区整備緊急促進事業費補助金

地区名

事業計画名

全体設計（変更）の承認を必要とする理由

（備考）

本様式に様式－２４の別表１、２をあわせたものが申請書である。

## 全体設計（又は変更）表

事業主体：

（単位：千円）

全体設計の名称／目的及び内容		過年度施行額	
地 区 名		補助基本額計上分	
地域要件 <small>（都市再生緊急整備地域名等）</small>		実施設計承認済分	
事業計画の名称		そ の 他	
事業計画 認定年月日		平成	年度出来高予定額
事業施行期間		補助基本額計上分	
設計の内容		実施設計承認済分	
工事施行期間	(自) 平成 年 月 (至) 平成 年 月	そ の 他	
		翌年度以降施行予定額	
経費の配分		補助基本額計上予定分	
本工事費		そ の 他	
附帯工事費		摘要 【記載例（申請者が民間事業者等の場合）】 平成〇〇年度補助基本額計上予定分 $〇〇〇千円 \times 0.23 = 〇〇〇千円$ その他施工金額 $〇〇〇千円 \times (1-0.23) = 〇〇〇千円$ 翌年度以降補助基本額計上予定分 $〇〇〇千円 \times 0.23 = 〇〇〇千円$ その他施工金額 $〇〇〇千円 \times (1-0.23) = 〇〇〇千円$	
測量設計費			
用地費及補償費			
工事費計（A）			
全体設計額（=A）			

（備考）

1. 「地域要件」の欄については、都市再生緊急整備地域以外での実施の場合は、地区から1km以内に存する1日あたりの乗降客数が100万人以上の主要駅の名称、もしくは都市機能誘導区域を定める立地適正化計画の名称および低炭素まちづくり計画の名称を記載すること。
2. 事業計画の名称、事業計画認定年月日及び事業施行期間は、施設整備事業計画の名称、大臣認定の年月日及び施設整備事業支援の対象とする施設整備の施行期間を記載すること。
3. 「設計の内容」欄は、当該申請に係る工事設計等の内容を記入すること。
4. 摘要欄に「補助基本額計上分」及び「その他」の計算根拠を記載すること。
5. 全体設計の変更申請をする場合は、関係欄を、変更前を上段（ ）書きで表記すること。
6. 事業主体が民間事業者の場合は、補助基本額は工事費の23%とする。

（添付書類）

- ・位置図、区域図、年度別補助対象範囲を表示した図面（凡例で○年度：赤、△年度：青などで分かる形）
- ・工事工程表

